

女性差別撤廃条約実施状況に関する 第7・8回日本政府報告に対する新日本婦人の会のレポート

2016年1月9日
新日本婦人の会

2016年2月16日の国連女性差別撤廃委員会による日本政府報告審議に向けて、新日本婦人の会は、委員会から提示された課題リストに沿って、日本の女性たちの現状を明らかにし、締約国として日本政府がとるべき行動を提起したい。

はじめに

2015年は日本にとって敗戦・被爆70年、女性参政権70年、女性差別撤廃条約批准30年にあたり、国際的には国連創設70年、「北京+20」の年だった。平和と女性の人権・ジェンダー平等にとって節目となるこの年、安倍晋三内閣は、歴代政権が憲法9条の下でできないとしてきた集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行ない、国民多数が反対、改憲派も含め憲法学者の9割が「違憲」とした戦争法案を9月に強行成立させた。立憲主義と民主主義を否定する暴挙に、女性や若者たちが「誰の子どもも殺させない」「自分たちの未来を勝手に決めるな」と全国でグループを立ち上げ、戦争法廃止を求める行動の先頭に立っている。

安倍首相は「女性活躍」「女性が輝く社会」を内外でアピールしているが、現在、20人の閣僚のうち首相や男女共同参画担当大臣及び2人の女性を含め12人が、日本軍「慰安婦」問題などの加害を含め侵略戦争の事実を否定する立場の日本会議（1997年設立）という団体と連携する「日本会議国会議員懇談会」に所属している。日本会議は2001年に日本女性の会を発足させ、「家族の絆を壊す」などとして選択的夫婦別姓制度導入を含む民法改正に反対する署名運動や、地方議会での反対決議推進運動を展開している。女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法にも反対する、ジェンダー平等を敵視するバックラッシュ勢力である。安倍首相はその先頭に立ってきた人物で、新自由主義路線と軍事国家化を一体に推し進めている。

12月16日、最高裁大法廷は、民法の規定についての初の憲法判断を下した。女性にのみ課せられている6か月間の再婚禁止期間について「100日を超える部分は違憲」としたが、夫婦同一氏の強制については家族の姓が同一であることに合理性があり、憲法違反には当たらない、不利益は通称使用で一定緩和されるとの不当な判決である。女性の人権を守る視点がなく、いまや20代～50代まで6割が選択的夫婦別姓に賛成している国民世論も無視したもので、右派政権の動向と無関係ではない。

また、日本と韓国政府は、12月28日に行なわれた日韓外相会談で、日本政府が日本軍「慰安婦」問題について「当時の軍の関与」を認め、安倍首相が「心からおわびと反省の気持ちを表明」し、韓国の財団設立に10億円を拠出することをもって「最終的、不可逆的に解決することを確認」と発表した。「解決済み」との立場から一步前進といえるものの、被害女性を抜きにした合意であり、資金拠出も賠償ではないこと、事実の継承や教育による再発防止への言及もないこと、合意実行の前提としてソウルの日本大使館前に設置された「少女像」の撤去を条件とするなど、問題も多い。第12回日本軍「慰安婦」問題解決のためのアジア連帯会議（2014年）が決議したように、加害国が加害行為の認識と責任を曖昧さのない明確な表現で内外に表明し、その謝罪が真摯なものと信じられる措置（賠償、真相究明、教科書への記述、公人の暴言禁止、公式な反駁）をとってこそ、初めて真の謝罪として被害女性に受け入れられ、名誉と尊厳、人権の回復につながるものとなる。何より、性奴隷という最大の人権侵害、戦争犯罪を根絶するには、戦争を起こしてはならない。「最終解決」を言うのであれば、安倍政権はただちに軍事化路線をやめるべきである。

2015年のジェンダー・ギャップ指数で日本は145か国中101位、依然として先進国最下位にとどまっており、その大きな要因は政治参加の遅れとはたらく女性の6割にまで非正規が増え、女性の貧困が広がっていることである。安倍政権は成長戦略の中核に「女性活躍」を据えているが、実態は「世界で企業が一番活躍しやすい国」にするために女性を活用するものである。多国籍企業の一部大企業のもうけを最優先し、雇用や社会保障を破壊する新自由主義の経済にほかならない。

閣僚の大半がジェンダー平等に反対する立場をとる安倍政権は、「平等・開発・平和」への重大な障害になっている。女性差別撤廃条約や委員会からの勧告を実行する意志はなく、締約国としての資格はない。新日本婦人の会は、平和、立憲主義の回復、ジェンダー平等の前進のために、安倍政権の一刻も早い退陣を求めて運動を強めている。

制度的枠組み

1. 特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局の関係を含む、国内本部機構内のさまざまな組織の権限および責任を明確に定義すること、およびそれらの組織間の調整を改善すること、ならびに十分な財政的および人的資源を提供することを含めて、女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化するために締約国がとった措置を示してください。また、男女の平等に関連する問題も権限に含まれる、パリ原則に則った独立した国内人権機関を設立するためにとった措置も示してください。さらに、本条約および一般勧告が国会議員、裁判官、検察官、弁護士ならびに警察官その他の法執行官の能力構築プログラムに取り入れられているかどうかを示してください。

第2条、一般勧告 6、28、総括所見 21、22、23、24、25、26、58

政府は、第3次男女共同参画基本計画策定（2010年）をはじめとする一連の法整備を報告しているが、前回総括所見で勧告された国内法における「差別の定義」、独立した国内人権機関設立への言及はない。

条約周知の努力は「広報」や「文書配布」にとどまっており、締約国として条約実施への政治的意思が問われている。

また、委員会への報告作成やジェンダー関連の施策について、「聞く会」開催やパブコメ募集などが行なわれるが、「聞く会」は各省庁のとりくみの発表に終始し、パブコメはほとんど形式的なものに終わっており、市民社会との実質的な対話・連携になっていない。

◇ジェンダー平等にたずさわる機構や体制は、ジェンダー平等に反対する日本会議などのメンバーを据えるのではなく、日本国憲法や女性差別撤廃条約にもとづく実効ある女性施策を進めるにふさわしい、見識のある人員を配置すること。

◇条約及び委員会からの勧告を政治家や国会議員、司法関係者、メディアなど幅広く周知し研修の機会を設けるほか、学校教育にも位置づけること。

2. ポスト 2015 開発課題の作成および採択の全過程への女性の平等な参加を確保するためのメカニズムや措置に関する情報を提供してください。（該当するパラ内容）

条約前文、第8条、一般勧告 30 総括所見 55、56 安保理決議 1325

政府はシリアなどの難民支援としての資金拠出の大幅増額を発表する一方、武器輸出3原則を解禁し、2015年2月の政府開発援助（ODA）の大綱改定によって「民生目的」「非軍事目的」であれば他国軍への支援も可能となり、開発途上国に武器購入資金の低金利貸し出しや、日本政府が自国の軍需企業から武器を買い取り贈与する援助制度の創設も検討されており、「軍事用途版 ODA」になると批判されている。9月に憲法違反の戦争法を強行成立させて自衛隊の海外の軍事行動への派遣を可能にし、10月1日には自衛隊装備品の開発から取得、維持までの一元的管理とともに武器の輸出や国際的な共同開発・生産の推進を担う防衛装備庁が発足、軍事支出は過去最大額である。こうした軍事化路線は、ポスト 2015 開発目標の達成の障害である。

◇「平等・開発・平和」の立場にたち、軍事化路線をやめること。

◇軍事費を削減し、ODA はジェンダー視点にたつて、現地の女性や子どもたちのくらしの向上に直接資するものにする。

暫定的特別措置

3. これまで実施された暫定的特別措置によって達成された成果を示し、締約国が女性の男性と

の実質的平等の実現を加速するために、さらなる暫定的特別措置をとることを考えているかどうかを示してください。

第4条、一般勧告5、25、総括所見27、28

2009年の総括所見の「暫定的特別措置の導入」を要請したパラ28がフォローアップ項目に指定されたことを受け、政府は2010年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画で15重点分野を定め、「2020年までに指導的地位に女性30%」など期限と数値目標を掲げたが、国の審議会委員で女性割合が33.2%（2009年、2014年は35.4%）になったのみで、大半が未達成に終わっている。

◇第3次基本計画の目標未達成の原因を分析し、実効性あるポジティブ・アクションを検討すること。

◇公務から男女の比率50%の早期実現をはかること。そのためにも、コスト削減のための公務員削減はやめること。

固定的性別役割分担意識および有害な慣行

4. 締約国が、高齢女性、障害のある女性、移住女性および民族的・宗教的マイノリティに帰属する女性など不利な状況にある女性のグループを含め、非家父長制的な女性像を促進するため、固定的性別役割分担意識の解消にむけた包括的戦略をとることを考えているかどうか、示してください。メディアにおける男女の役割や責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度の見直しおよび広告における女性の性的描写の撤廃のためにとった措置を示してください。また、前回の総括所見公表以降に起こった公人によるジェンダー差別的発言や性差別主義的コメントについての情報およびこの状況に対処するためにとった措置に関する情報を提供してください。女性に対する言葉による暴力を防止し、処罰するためにとった措置も示してください。さらに、マイノリティグループに対して性的暴行を扇動する発言を含むマイノリティグループを標的とするヘイトスピーチを犯罪とするために考えている措置を示してください。

条約5条、一般勧告3、総括所見29、30

公人による女性蔑視・性差別暴言、人権侵害は後を絶たず、政府はなんら対策をとっていない。それどころか、ジェンダー平等推進の責任者である官房長官みずから、「たくさん産んで国家に貢献を」という重大な発言をしている。政府要人が「産む、産まない」を決める個人の自由に干渉したこと、国策として女性に出産を奨励したこと、それを通じて女性の役割は子どもを産むことであるという固定的性別役割分担意識を助長する、女性差別発言である。

2014年1月、安倍首相の肝いりでNHK会長に就任した靱井勝人氏は、就任記者会見で「(慰安婦は)戦争しているどこの国にもあった」などと発言し、本人の辞任と任命した安倍首相に罷免を求める抗議が殺到したが、その後も様々な暴言を発しながら居座り続けている。

◇性差別や言葉による暴力は、人権侵害として禁止する措置をとること。

◇公共放送であるNHKの経営委員には、人権とジェンダー平等に見識を持った人物を任命すること。

女性に対する暴力

5. 締約国が、以下のために刑法を改正する意思があるかどうかを示してください。

- a) 性犯罪のより広い定義を取り入れること
- b) 強かんの刑罰をより重くすること
- c) 近親かんおよび夫婦間強かんを犯罪と明示すること

性暴力の犯罪を起訴するために被害者による告訴を明確な要件とすることを刑法から取り除くためにとった措置に関して最新の情報を提供してください。

第2条 一般勧告12、19 総括所見33、34、

性犯罪の定義拡大や厳罰化は、女性団体が長年要求し、ようやく2015年11月から法制審議会に

において刑法改正の検討が始まった。性犯罪の重罰化（法定刑の下限を強かん罪は懲役 3 年以上から 5 年以上、強かん致死傷罪は懲役 5 年から 6 年にあらためる）、親告罪の見直し、親の立場などを利用した性行為については、暴行や脅迫がなくても処罰できる規定の新設などが実現の方向である。しかし、性犯罪の定義拡大、近親間・夫婦間のレイプの犯罪化などは盛り込まれていない。

◇性犯罪の定義の拡大や近親間・配偶者間のレイプの処罰規定も含め、刑法を抜本的に見直し、性暴力禁止法とすること。

◇警察・裁判官など司法関係者や医療・行政機関への研修など、セカンド・レイプ防止の手立てを強化すること。

6. 過去 5 年間に発令された保護命令の件数およびその発令を迅速化するためにとった措置を示してください。締約国が「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の下で、一方の当事者のみからによる申し立てに基づいて緊急保護命令を発令することを検討しているかどうかを示してください。また、ドメスティック・バイオレンスの女性被害者が自分の家にとどまる可能性を確保するためにとった措置についても示してください。ドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の申し立てを促すためにとった措置を示してください。特に、締約国がマイノリティ女性および障害のある女性を含む、女性に対する暴力の女性被害者のカウンセリングに特化した 24 時間無料ホットラインを開設する意思があるかどうかを示してください。

第 2 条 一般勧告 12、19 総括所見 31、32

DV 法施行後も、女性 4 人に 1 人が身体的・精神的暴力や性的強要など配偶者からの暴力を経験、11.4%が「命の危険を感じた」と回答し、6.5%が性暴力被害を受けたと回答（内閣府「男女間における暴力調査」2015 年）しているが、検挙率は低く、DV や性犯罪の被害者が訴えにくい状況が続いている。

政府が実施した 24 時間ホットライン「パープルダイヤル」は、2011 年にわずか 7 週間開設されたのみで、その後は民間のとりくみにゆだねられている。

◇DV や性暴力の被害者を支援する措置や制度を強化し、DV 法をあらゆるケースに適応できるよう、より実効性あるものに改正すること

◇加害者のきびしい処罰と更生による再発防止のとりくみを強化すること。

7. 女性に対する暴力に関する一般勧告 19 に沿った、少女および女性に対するレイプや性暴力を含むビデオ・ゲームまたはマンガの販売の禁止およびそのようなゲームやマンガの製作者の意識向上のためにとった措置を示してください。また、女性が性暴力の対象であるようなポルノグラフィのビデオの大量生産、流通および使用、ならびに女性の性の商品化されたイメージの描写に対処するためにとった措置を示してください。

一般勧告 19 総括所見 35、36

2014 年 6 月に児童買春ポルノ禁止法が改正され、18 歳未満の子どもの性的な部分を露出・強調した写真や映像の所持が禁止・処罰の対象となったものの、実在する子どもの描写に限られ、漫画やアニメ、ゲームなどの創作物は規制対象に含まれていない。

2015 年 1～6 月に、児童ポルノの製造、流通にかかわって摘発されたのは 831 件、659 人、被害者は 383 人で、統計を取り始めた 2000 年以降最多となった（警察庁）。全体の被害者の 9 割が女性、小学生が 60 人、31 人が強かんや強制わいせつをされた上に写真を撮影されている。

◇「表現の自由」の名による女性・少女の人権侵害を許さない法規制を行なうこと。

◇「児童買春・ポルノ処罰法」は、より実効性あるものへ改正すること。

9. 委員会は、「（「慰安婦」の）強制連行を示す証拠はなかった」とする最近の公的発言について情報を得ました。この情報について説明してください。また、締約国が以下のことをする意思があるかどうかを示してください。

- a) 中国および東ティモールを含む、アジア女性基金の対象国以外の国における「慰安婦」への賠償措置をとること
- b) 加害者を起訴すること

締約国が学校の教科書に「慰安婦」問題を再び取り入れ、この問題に関する国民の意識を向上させる意思があるかどうかを示してください。

条約 2 条、一般勧告 19、30 総括所見 37、38

委員会からは、1994 年以来繰り返し、緊急に日本軍「慰安婦」問題への解決をと勧告がつけつけられている。しかし、政府は第 7・8 回報告で「慰安婦」問題は条約の実施状況の報告の対象外だと開き直り、そのうえで、「元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済み」との立場を強調している。日本会議等の右派勢力は、1993 年に日本軍「慰安婦」問題について、軍の関与と強制性を認め謝罪した、河野洋平官房長官談話（「河野談話」）に対し攻撃を強めている。安倍政権は、「河野談話」の「検証」によっても「作成過程は妥当なものだった」と認め、「継承する」と国会で表明せざるを得なかったにもかかわらず、「軍や官憲による強制連行を直接示す記述が見当たらなかった」とする 2007 年の政府答弁書の閣議決定を撤回しようとはせず、右派勢力の攻撃に根拠を与えている。

侵略戦争と植民地支配の歴史の事実を否定し、新たに戦争準備をすすめる安倍政権は、教育への介入をつよめ、義務教育の歴史教科書で「慰安婦」関連の記述をしているのは 1 社のみとなった。政府官僚や公人から「慰安婦制度は必要」「どこにでもあった」などの発言が繰り返され、ヘイトスピーチに対しても適切な対処をしていない。

2015 年 12 月末、日韓両政府は「最終的、不可逆的解決」を合意したと発表した。被害女性を抜きにしたうでの合意であり、問題も多い。真の謝罪と被害女性の人権、名誉と尊厳の回復につながるものとするべきである。

◇政府は、高齢となった被害女性の 1 日も早い尊厳回復のため、政府レベルの「妥結」ではなく、被害者が受け入れられる解決を急ぎ、国による謝罪と賠償、2007 年の政府答弁書の撤回を行なうこと。

◇被害女性の尊厳と人権をおとしめ、事実を否定する政治家や公人の言動、差別と人権侵害をあおるヘイトスピーチに対し、政府として反駁と厳正な対処をすること。

◇歴史の真実、日本軍「慰安婦」問題、戦争責任、ジェンダー平等の視点などを盛り込んだ教科書を学校教育で使用すべきである。

女性の人身取引と売買春による搾取

10. 女性の人身取引および売買春による搾取について受理した申し立ての件数およびそのような犯罪の加害者の捜査、起訴、有罪判決および刑罰について情報を提供してください。全国に人身取引の女性被害者専用のシェルターを設立し、人身取引の被害者全員の十分なサービスに確実にアクセスできるようにし、被害者が適切に社会復帰および社会再統合できるようにするために実施または検討された措置を示してください。また、技能実習制度および外国人研修プログラムが決して強制労働および性的搾取の目的に使用されないように実施された措置を示してください。

条約 6 条 一般勧告

都道府県や市町村に設置されている女性（男女共同参画）センターや女性（婦人）相談所が DV など暴力被害を受けている女性の相談や保護にあたっているが、人身取引被害女性専用のシェルターはない。公的シェルターは各都道府県に 1 か所しかなく、約 100 か所ある民間シェルターの役割が大きい。財政難で運営がきびしくなっている。女性センターも予算や人員の削減、統廃合などが起こっている。

◇女性センターの廃止や他の部署との統合を中止し、女性相談所の拡充をおこなうこと。

◇人身売買の仲介業者や売春業者の取り締まり、被害女性の人権保護、専門職員を配置した国の施設としてのシェルター設置、外国人女性の労働権の擁護と相談体制の確立など対策を強化すること。

11. 締約国が以下のことを検討しているか否かを示してください。

a) 売春に従事した女性の非犯罪化のために売春防止法を改正すること

b) 買春の需要を低減させることを目的とした法的および／または他の措置をとること

また、売春に代わる教育的および経済的手段を提供し、売春を離れることを希望する女性のための出口プログラムならびに社会復帰および社会再統合措置を導入するためにとった措置を示してください。

条約 2 条 一般勧告 19 総括所見 39、40

現行の売春防止法は事実上女性のみを処罰の対象とし、風俗業も売買春の温床となったままである。

◇業者や買春者の厳正な処罰、風俗業への銀行融資禁止など法改正が必要である。婦人保護事業の予算をふやすことも求められる。

◇「児童買春・ポルノ処罰法」や「出会い系サイト規制法」を、買春者や業者を厳しく処罰するものへ改正・強化し、性被害を受けた少女の保護とケアを重視することが必要である。

政治的および公的生活への参加

12. 定期報告は、政治的および公的生活における女性の参加を拡大するクォータ制を定めている第 3 次基本計画について言及しています。この計画の効果的実施に関する情報を提供し、クォータ制の遵守を確保するためのインセンティブ、制裁および／または厳格な施行のためのメカニズムを含むのかどうかを示してください。締約国が女性の意思決定への参加が社会全体にとって重要であることの意識向上キャンペーンを実施しているかどうかを示してください。具体的に、特にクォータ制を含む暫定的特別措置の採用を通して、女性と男性の実質的平等の達成を加速するために、政治的および公的生活における女性の参加を一層拡大するためのとりくみに関する情報を提供してください。

条約 3 条、4 条、7 条 一般勧告 5、23 総括所見 41、42

女性の政治参加については依然として遅れが際立っている。衆議院では女性議員が 9.5%、世界 156 位（列国議会同盟 2015 年 4 月）の最低クラス。2015 年ジェンダーギャップ指数でもこの政治参加の遅れが要因となって 142 カ国中 101 位にとどまっている。2015 年 4 月のいっせい地方選挙で、女性議員は微増したが、低い水準にとどまっている。政府報告では女性の候補者の割合を高めるためのポジティブ・アクション導入の検討のみにとどまり、具体的施策はない。

女性地方議員という点でも、新日本婦人の会が実施した「“私を感じた差別” 全女性地方議員アンケート」では回答者の 54%が、議会内外で女性蔑視などの不快な思いをしたことがあると答え、性別役割分担意識や性的言動などの根深い女性差別が女性の地方議会への進出や議員活動に大きな支障となっていることを、改めて突きつけている。地方議員に占める女性の割合は 11.6%、町村議会の 4 割が女性議員ゼロである。

◇現行の最多得票者 1 人しか当選できない小選挙区制は、女性の進出をより困難にし、得票が議席に正しく反映されない。民意を正しく反映する比例中心の選挙制度へと抜本的見直しを急ぐこと。

◇選挙活動の自由を抑制している公職選挙法を抜本的に見直し、政治を買収する企業・団体献金、議員や政治家の劣化をもたらしている憲法違反の政党助成金は廃止すること。

◇女性地方議員を大幅に増やすためにも、選挙区定数 1～2 という准小選挙区制ともいえる現状を改め、得票と議席が等しくむすびつく制度へ改善すること。

◇すべての議会で、「性差別や人権侵害禁止」「産休や育児・介護休暇制度の確立」「議会運営や役員選出のルール化」などを明記した条例や議会会則、倫理規定の制定や改正、議会及び自治体によるジェンダー研修を行なうこと。

教育

13. 締約国が以下のことによって、マイノリティ女性を含む女性の教育を拡大することを目的と

した具体的措置をとることを考えているかどうかを示してください。

- a) 伝統的に男性が支配的な学問分野への女性の入学を増やすこと
- b) 単科大学および総合大学の女性の割合を上昇させること
- c) 学校の管理職における女性の割合および大学の女性教員の数を一層増やすこと
- d) 教育基本法にジェンダー平等の促進を取り入れること

条約 10 条 総括所見 43、44

安倍政権のもとで、子どもをとりまく社会の貧困・格差の拡大、道徳の教科化による国家主義的価値観の押しつけや、全国一斉学力テストなどによる管理と競争の教育がすすめられ、科学的認識、歴史的事実に基づいた教育が敵視されている。第 7・8 回政府報告では教育基本法から「男女共学」を削除した理由を「男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなった」と述べているが、依然として公立高校の男女別学校が改善されていない地域がある。また、学校教育では女性差別撤廃条約についてほとんど教えられていない。第 4 次男女共同参画基本計画に、「家族の日」「家族の週間」の設置が新たに盛り込まれたことは、子育てや介護の社会的責任を家庭のみに課すことにもつながりかねない。

◇教育基本法に再度、男女共学の推進を盛り込むべきである。

◇学校教育において、歴史の真実、日本軍「慰安婦」問題、戦争責任、ジェンダー平等などを、きちんと教育すること。科学的・系統的な性教育の充実をはかること。

◇教育・学習機会の充実のために、義務教育の完全無償化、高校授業料・高等教育学費の大幅減額と緊急支援制度などを、急ぎ実現すべきである。

◇減少の一途をたどっている小中高の家庭科授業時間数を増やし、専任教員の配置など、充実をはかるべきである。

雇用

14. 以下のために考えられるさらなる措置を示してください。

- a) 雇用における男女の平等を促進するための包括的政策を発展させること
- b) マイノリティ女性の労働市場への参加を促進すること
- c) 水平および垂直両方の職務分離を撤廃すること
- d) 有期、パート・タイムおよび非正規雇用に女性が際立って多いことに対して取り組むこと
- e) 妊娠および出産による女性の違法な解雇を撤廃すること
- f) 仕事と家庭生活を両立できないために女性が仕事を辞めざるを得なくならないようにすること
- g) 女性と男性の間で家庭責任の平等な分担を促進すること
- h) 同一価値労働同一賃金の原則を認める法規定を採択することを含め、男女の同一価値労働同一賃金を確保すること
- i) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに制裁を科す法規定を採択すること
- j) 女性の無償労働の金銭的価値を研究調査すること
- b) 単科大学および総合大学の女性の割合を上昇させること
- c) 学校の管理職における女性の割合および大学の女性教員の数を一層増やすこと
- d) 教育基本法にジェンダー平等の促進を取り入れること

条約 11 条、一般勧告 13、17、21 総括所見 45、46、47、48

15 歳から 65 歳の女性就業率は、1990 年の 56%から 2014 年の 64%へと上昇しているが、女性正規労働者は 1990 年の 1050 万人から 2015 年には 1015 万人へと 35 万人減少し、非正規労働者の数は、646 万人から 1343 万人へと 697 万人増加（総務省「労働力調査」2015 年）、働く女性の 6 割が非正規雇用で、男女の賃金格差が縮まない最大の要因となっている。また、女性労働者の 3 分の 1 が年収 114 万円未満、半数近くが 200 万円以下、母子世帯の貧困率は 5 割を超え、貧困は女性問題となり、日本の子どもの貧困率が経済協力開発機構（OECD）35 か国の平均（13.7%）を上回る 15.7%という事態にもつながっている。

安倍政権の下で派遣労働法が改悪され、女性は低コストの労働者として使われる流れがさらにつ

よまり、「妊娠5カ月で解雇」「正社員から契約社員にさせられ賃金8割減」など、妊娠や出産、復職を理由にした嫌がらせ（マタニティー・ハラスメント）も横行している。

2015年4月から始まった新制度の下で、子どもが多い世帯ほど保育料が上がる事態が起きている。第2子以降の出産で保護者が育休を取得した場合、保育園に在園する上の子が退園させられるなど、依然として改善されない待機児問題とあわせて、子育て支援の遅れは深刻である。

◇男女とも雇用は正規を基本とし、男女賃金格差や、コース別雇用管理、雇用形態などの違いによる間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブ・アクションの義務化などの法整備、均等待遇の実現へ、男女雇用機会均等法を抜本的に改正すること。

◇女性が多くを占める看護師、保育士、介護労働者が低賃金の現状を是正し、最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制度の確立など、雇用・労働政策を抜本的に改善すること。

◇セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやマタニティー・ハラスメントの防止・禁止へ、法整備を行なうこと。

健康

15. 締約国は報告において、母体保護法が規定するように、母体の生命健康を保護するために除いて、刑法第212条に基づき人工妊娠中絶が犯罪であることを指摘しています（パラグラフ359）。委員会はまた母体保護法第14条が中絶を求める女性に男性パートナーの同意を得ることを要件としているという情報を得ました。中絶が法的小および実際に認められる条件について詳細を提供し、強かん、近親かんおよび胎児の重大な形成異常の場合においても中絶を合法化するための措置を示してください。

16. 以下についてデータを提供してください。

a) 包括的で年齢に適した、性教育およびリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育の利用可能性、アクセス可能性

b) 避妊実行率

強制不妊手術を施された障害のある女性に対して、賠償を提供するためにとった措置に関する情報も提供してください。女性の精神的および心理的健康に関する情報をデータとともに提供してください。

条約12条 一般勧告24 総括所見49、50

人工妊娠中絶を犯罪とし、女性を処罰の対象とする規定について、日本政府は国連女性差別撤廃委員会から繰り返し見直しを求める勧告を受けているが、進展がみられない。それは、今回の日本政府報告の第12条（保健の分野における差別の撤廃）に関して「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」にまったくふれていないように、女性の人権、性的自己決定権への認識が欠如しているためである。女性に身体的・精神的に深い傷をもたらす人工妊娠中絶の判断は、女性自身が自己決定すべきものであり、刑罰を課して国家が介入すべきものではないことは明らかである。性教育についても日本政府報告は「命の尊厳も重視し、適切な性に関する指導を実施していく」とするなど、女性の人権の視点がまったくない。

◇政府は、刑法の墮胎罪の規定（第212条から214条）を削除し、母体保護法14条第2項を、配偶者からの暴力や配偶者間での不一致の場合は、本人同意のみで人工妊娠中絶できるよう改正すべきである。

◇「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」のもとづく立場を明確にし、科学的な性教育を始め、すべての女性が性に関するあらゆる情報やサービスを受けられるようにする措置をとるべきである。

17. 委員会は、締約国が年間放射線量20mSvを下回る汚染地域の避難区域指定を解除することを計画しているという情報を得ました。また以下についても情報を得ました。

a) 福島原発災害に関連した健康診断は甲状腺に関する診断に限定され、福島県民のみを対象としていること

b) 医療の無料提供が福島県内の18歳未満の子どもに限定されること

そのような措置の、妊婦を含む女性の健康への影響を示してください。

社会権規約委員会総括所見（2013年5月17日）24、25

自由権規約委員会総括所見（2014年8月20日）24

原発事故により、福島県民約6万人が県内で、4万4000人近くが県外での避難生活を続けている。うち18歳未満の子どもは県内避難が約1万2000人、県外避難は約1万500人である。国は、「復興は完了した」と被災地支援の縮小を進め、年間被ばく量20mSV以下を基準に避難指示解除と賠償の打ち切り、自主避難者の住宅支援の打ち切りも発表している。原発災害関連の健康診断は、県内在住者に対する甲状腺診断と心の健康などに限られ、県外では体系だった健診は何も行われていない。

◇政府は「収束宣言」を撤回し、事故収束・原因究明及び賠償・除染を責任をもって行なうこと。
◇住んでいる場所にかかわらず、子どもをはじめ被災者の定期検診や医療費を全面的に助成すること。

国内災害

18. 締約国が国の災害へのとりくみおよび支援・復興戦略にジェンダーの視点を取り入れているかどうかを示し、自然災害への取り組みにおける意思決定レベルへの女性の平等な参加を確保するためにとった措置を示してください。

2011年3月11日の東日本大震災後、防災・災害復興に意思決定や現場における女性の参加、ジェンダーの視点に立った防災・復興政策、日常からのジェンダー平等の推進が重要であるとの認識が高まっている。政府もこの分野を重視し、国連女性の地位委員会での決議提案や国連防災世界会議の開催など国際的な発信をつよめ、第4次男女共同参画基本計画でも防災・復興への女性の参加を強調しているが、地方公共団体等への「要請」「働きかけ」とあるのみで具体的措置はない。東日本大震災から5年近くがたつが、いまだに約20万人が避難生活を送り、被災者の多くが元の暮らしを取り戻せていない現状にもかかわらず、政府は支援の打ち切りを進めている。何より、女性差別撤廃条約や委員会からの勧告が実行されていない状況で、この分野での前進は期待できない

◇復旧・復興、被災者支援で女性が果たした役割を評価し、意思決定や現場への女性の参加を進め、ジェンダーの視点から妊産婦、高齢者、障害者、子ども、LGBTの人々や外国人女性など多様な要望に対応できるシステムを具体化すること。

◇被災者支援打ち切りをやめ、生業復興へ住まいや生活再建の支援、女性の就労、起業、職業訓練、保育や介護ケア等の支援強化や、被災家族の中で女性や子ども、高齢者への暴力が増加したことを踏まえ、具体的対策をとること。

不利な状況にある女性のグループ

20. 高齢女性、移住女性、先住民女性を含むマイノリティ女性、障害のある女性、および農村に住む女性の本条約に挙げられたすべての権利へのアクセスに関する最新の情報を提供してください。特に、障害のある女性に対する性暴力に関する情報、障害のある女性や高齢女性の虐待被害者のためのシェルターを提供するためにとった措置に関する情報を提供してください。貧困状態にある女性の中で高齢女性および母子世帯の割合が高いことを含む、貧困の女性化に対処するためにとった措置に関する情報を提供してください。政策枠組みの作成および暫定的特別措置の採用を含む、マイノリティ女性に対する差別を撤廃し、マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するためにとった措置に関する情報を提供してください。

条約14条 一般勧告18、26、27、32 総括所見51、52、53、54

圧倒的多数を占める家族農業で女性は重要な担い手であるが、日本政府は、家族農業の経営を困難にするTPP交渉や農業共同組合解体をすすめ、農地法および農業委員会を変えて農業への企業参入を図ろうとしている。家族農業の衰退は、女性の雇用喪失、持続可能な食料生産、環境保全、地域コミュニティや地域文化の維持発展を阻害する。また、所得税法第56条は、自営業者・農業

者の配偶者や家族が事業から受ける報酬を事業の必要経費と認めないと定めており、家族従業女性の経済的自立を妨げる差別的法規である。

日本政府による新自由主義的な施策の推進は、格差と貧困を急速に広げ、女性と子どもの貧困率の増大は深刻な社会問題となっている。とくに母子家庭では、母親の8割が働いているが、半数は非正規雇用労働者で、母子家庭の平均年収はわずか180万円にすぎない。

◇日本政府はTPP交渉から撤退し、国連も推奨する家族農業の振興を図ること。所得税法第56条の廃止を明確にすべきである。

◇日本政府は、派遣法改悪など非正規労働の拡大の労働法制改悪をやめ、安定した正規労働が当たり前の雇用政策へと転換し、最低賃金を大幅に引き上げること、また、ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当を支給開始5年後に半減する措置を撤回し、支給額の引き上げ、所得制限の見直し、多子加算の引き上げなどをすすめること、公立の認可保育所の増設と優先入所、保育料値上げ撤回、安価で良質な公営住宅の供給など、暮らしへの支援を強めるべきである。

婚姻および家族関係

21. 報告は男女の婚姻最低年齢を一致させ、選択的夫婦別姓を可能にする制度を導入し、女性の再婚禁止期間を短縮する民法改正案があることを指摘しています（パラグラフ384）。この法案の採択を抄らせ、女性の再婚禁止期間を廃止するためにとった措置を示してください。また、締約国が父親に養育費を求める法規定を採択することを考えているかどうかを示してください。また、婚外子が戸籍制度を通して差別されないことを確保するためにとった措置を示してください。

条約16条 一般勧告21、29 総括所見17、18

民法の差別的法規の改正のために早急な対策をと、委員会からもくりかえし是正勧告を受けているが、この間進展したのは、2013年の婚外子相続分規定（嫡出子でない子の相続分が嫡出子の2分の1）改正のみである。

12月16日、最高裁大法廷は、民法についての初めての憲法判断で、夫婦同氏の強制が「合憲」であり、不利益は通称使用で一定緩和されるとの不当な判断を下した。通称使用では女性にとっての不利益や苦痛は解決されず、人権の視点が全く欠如している。裁判官15人中女性は3人で、この3人を含む5人は、違憲との意見を示した。司法における女性参加の遅れも問われる。あわせて最高裁は、女性にのみ課せられている6カ月の再婚禁止期間については「100日を超える場合は違憲」との判決を下したが、この期間そのものが女性差別にあたり、廃止すべきである。

最高裁は、選択的夫婦別姓制度に関連して、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだとしており、立法府国会の役割が問われている。

◇立法府国会はただちに、民法の差別的規定を改正すべきである。

本条約の選択議定書

22. 本条約の選択議定書の批准に関して、どのような進捗があったかに関する情報を提供し、批准を可能とするタイムフレーム（達成期限）を示してください。

条約2条 総括所見19、20

選択議定書の批准は、毎年国会で請願が採択されているものの、政府として実行の意志は見られない。第7・8回報告書では外務省に人権条約履行室を立ち上げ、「同制度の受け入れの是非につき真剣に検討を進めていく」、第4次男女共同参画基本計画では「締約国が増加していることもふまえ、早期締結について真剣に検討を進める」と、「検討」にとどまっている。

◇選択議定書「早期批准」へ、政府がイニシアチブをとること。